◆　指定給水装置工事事業者の指定の有効期限は、水道法第25条の３の２により**５年**となっています。

更新対象の方には、申請方法等に関して事前に通知いたします。

※住所の変更がある場合は、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」のご提出をお願いいたします。変更の届出がなされておらず、通知が不着となった場合については再通知等の対応はしておりません。

◆　更新に関する手続きは以下のとおりです。

【更新手続きの流れ】

更新申請

（持参または郵送）

手数料支払（納入通知書・金融機関等でお支払い）

指定更新証明書の受け取り

（事業者宛てに郵送）

【更新の申請に必要な書類】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個人 | 法人 | 提出書類 | 備考 |
| ○ | ○ | 「給水装置工事事業者指定申請書」  （様式第１） | 町ホームページに様式掲載 |
| ○ | ○ | 「機械器具調書」（別表） | 町ホームページに様式掲載 |
| ○ | ○ | 「誓約書」（様式第２） | 町ホームページに様式掲載 |
| ○ | － | 住民票の写し |  |
| － | ○ | 定款の写し | 直近のものを添付してください。 |
| － | ○ | 登記事項証明書 |  |
| ○ | ○ | 給水装置工事主任技術者の  **免状**の写し　又は　**主任技術者証**の写し | 選任している技術者全員分を添付してください。 |
| ○ | ○ | 業務内容確認事項 | 町ホームページに様式掲載 |

【申請手数料】

**7,000円**

　※書類審査後に送付する納入通知書により、金融機関等でお支払いただきます。

【提出場所・お問い合わせ先】

　菰野町役場上下水道課　上水道管理係　※申請書等を郵送された場合は下記電話番号へご一報願います。

　〒510-1292

　三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

電話　：059-391-1132

　ＦＡＸ：059-391-1198